

平成28年第2回定例会 経済建設常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成28年6月20日(月) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第100号 市道路線の認定について
議第101号 小型除雪車(ロータリー1.5m級)購入契約の締結について
議第103号 平成28年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 4 出席委員(8名)

1番 川村敏晴君	2番 本間善和君
3番 平山耕君	4番 本間清人君
5番 姫路敏君	6番 大滝久志君
7番 小田信人君	8番 川崎健二君
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員

小杉武仁君	河村幸雄君	鈴木好彦君
稲葉久美子君	鈴木いせ子君	小杉和也君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
副議長 大滝国吉君
- 9 説明のため出席した者

副市長	鈴木源左衛門君
農林水産課長	山田義則君
同課農業振興室長	阿部正昭君(課長補佐)
同課農業振興室係長	鈴木義貴君
同課農業振興室係長	伊藤孝雄君
同課林業水産振興室長	大滝敏文君
同課林業水産振興室副参事	本間研二君
農業委員会事務局長	小川寛一君
商工観光課長	竹内和広君
同課商工振興室長	山田昌実君(課長補佐)
同課観光交流室長	小川智也君(課長補佐)
建設課長	中村則彦君
同課整備室長	伊与部善久君(課長補佐)
同課整備室係長	小田康隆君

同課管理室長	小野道康君(課長補佐)
同課管理室副参事	風間貴志君
同課日沿道対策室長	山田広良君(課長補佐)
都市計画課長	東海林則雄君
同課都市政策室長	本間孝則君(参事)
同課都市政策室副参事	板垣強君
下水道課長	早川明男君
同課管理業務室長	米野信司君(課長補佐)
水道局長	川村甚一君
同局管理業務室長	内山治夫君(課長補佐)
同局管理業務室係長	宮村勉君
村上水道事務所長	山田知行君(課長補佐)
荒川支所産業建設課長	佐藤義信君
神林支所産業建設課長	佐藤博君
朝日支所産業建設課長	大滝清考君
山北支所産業建設課長	富樫一男君

10 議会事務局職員

局長 田邊 覚
係長 鈴木 渉

(午前10時00分)

委員長(川崎健二君)開会を宣する。

○当委員会の審査の順序については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第100号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長(建設課長 中村則彦君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

建設課長 おはようございます。それでは、議第100号、市道路線の認定についてご説明する。神林地区2路線の市道認定をお願いするものである。1Pをお開きいただきたいと思います。別記の下のほうであるが、市道認定路線の幅員延長調書、それと路線説明図によってご説明させていただく。1路線目は、上助渕54号線である。幅員については、4.7メートルから6メートルであって、延長が52.3メートルである。右の路線説明図をごらんいただきたいと思います。道路の位置については、図面左下のほうになるか、日沿道の村上瀬波温泉インターチェンジ交差点があるが、ここから図面上のほう、これ村上市街地になる。羽黒町の新丁の坂に向かっているが、こちらのほう

に向かって右側の袋小路になる。起点側、黒丸のところであるが、こちらについては市道上助測 52 号線、旧県道である。この交差部から終点は東側のほうになるが、国道 7 号に向かった方向になる。こちらの道路については、道路の道路用地の寄附を受けたので、このたび市道に認定するものである。次に、松喜和 21 号線である。同じく左の認定路線の幅員延長調書をごらんいただきたいと思うが、幅員は 5.2 メートルから 8.9 メートル、延長は 109.3 メートルになる。この路線についても、道路用地の寄附を受けたので、市道に認定するものである。図面をお開きいただいて、路線説明図をごらんいただきたいと思う。認定路線の位置であるが、図面右のほうであるが、縦断する道路が国道 345 号である。これより松喜和集落のほうに入って、奥のほうに松喜和神社があるが、この周辺の袋小路になる。お幕場寄りになる。起点側については、市道の松喜和 3 号線交差となって、終点については、西のほうお幕場の松林のほうに向かった方向になる。以上 2 路線について市道の認定をお願いするものである。よろしく願います。

(質 疑)

本間 清人

以前道路の認定に関しては、幅員 4 メートルと延長が 50 メートル以上。それともう一つ、幹線から幹線へというような条件つきがいろいろあった。今回出てきているその上助測もそうなのだけれども、最近私委員外議員でずっと見てみると、袋小路でもこういった市道認定になるケースが多いわけであるが、生活道路として認めている場合は、除雪作業とかそういったものには市も入っているので、差障ないのだろうけれども、やはり市道認定となると道路の維持管理、ましてや側溝とかも全部今度は市になるわけであって、その辺の規定がもしこれでずっと今後も通るのであれば、今までそれでだめだと言われたようなところも多々あるかと思うのだが、やはり何かの規定を、袋小路であろうともその幅員延長で生活道路として寄附をいただけるのであれば市道認定にするというようなことを明記するべきだと思うのだが、いかがか。

建設 課長

今現在の認定基準については、袋小路は 50 メートル以上というのが 1 つ基準ある。4 メートル以上である。これについて、委員から以前もこういう話あって、私どももいろいろ検討した経緯はある。ほかの市町村の状況等もいろいろ研究したわけであるが、なかなかその延長については、ほかの市町村とも厳しい状況であって、約 10 市を調査した中でも、50 メートルというふうな規定を設けて、以上という規定を設けているのが村上市、そのほか 1 件だけ、その規定がないところあった。これも 2 市だけで、ほかは延長は公道と公道に結ぶというふうなこと、あるいは 100 メートル以上とか、非常に厳しいものになっている。私どものほうも、今現在でもその 50 メートル以上というようなことで認定を受けている部分もあるものだから、これ今の現在では一つの 50 メートルというような基準をそのまま考えている。今後 50 メー

トル以上というような規定の中で、それらがほとんど市道になった段階では、ある程度そのランクを下げることも将来的には考える必要あるのかなというふうなことで私は考えている。

姫路 敏 松喜和のところなのだが、松喜和の出口は全て 345 号に向かって行っているのだ。ところが、岩船臨港のところなのだが、あそこ今看護学校、その脇にゴーナイさんいらっしゃるよね。その脇に途中まで市道的に走ってくるのだけれども、切れている道路があるのだ。ゴーナイさんの裏側まで市道来ているのだけれども、そこで終わっているというか。以前にこの松喜和のほうの集落から、ぜひその臨港道路につながるような道路ができないかという話もあったのだ。そういうことを考えてみると、この認定はいいのだけれども、松喜和集落として岩船港線につながるような、裏のほう松林の道路というかのつながっているのもあるけれども、そうしたところの配慮というのはいないか。考えられないか。

建設 課長 今のところ私どもも考えの持ち合わせないのであるけれども、今のお話も受けているので、今後そこら辺のこともちょっと検討したいかなと思う。確かに今のところを見ると、345 号にみんな抜けているけれども、臨港道路のほうに抜ける道路が一つもないものだから。

姫路 敏 ぜひ臨港の道路につながる道路というと、あと松喜和のほうでは以前にそのお幕場のほうにつながる道路あるが、そこら辺もいわゆる信号機あるよね、セブンイレブンの信号機。あそこから真っすぐ行って、そしてお幕場のほうにつながる道路もあればという話もあったし、道路あれば非常にその集落も含め観光的にも使えるので、その辺も含めて今後検討していただきたいと、こういうふうに思うが。

建設 課長 今ほどあった神林岩船港インターチェンジから 345 号出た交差点、コンビニさんあるけれども、そこから松喜和のほうに入る道路については、今交差点のところ非常に悪いものだから、概略設計かけて警察のほうと協議をしている段階である。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 100 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 2 議第 101 号 小型除雪車（ロータリー 1.5m 級）購入契約の締結についてを議題とし、担当課長（建設課長 中村則彦君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

建設 課長 それでは、議第 101 号、小型除雪車ロータリー式の 1.5 メートル級になる。購入契約の締結についてご説明させていただく。本案については、平成 28 年 4 月 21 日である

が、指名競争入札を行った。小型除雪車ロータリー式 1.5 メートル級については、購入契約を締結するために地方自治法の第 96 条第 1 項第 8 号の規定によって、議会の議決をお願いするものである。契約額については、1,710 万 6,912 円である。契約の相手方であるが、株式会社日の出自動車と仮契約をしている。内容をご説明する。資料 1 をごらんいただきたいと思う。ページを開いていただきたいと思うが、除雪機械の更新のために小型除雪車 1 台購入するものである。最大の除雪幅であるが、ロータリー式の 1.5 メートルの幅の除雪幅になる。そのほか性能あるいは主要装備については記載のとおりである。次のページのほうに参考写真を添付しているので、このような機械である。ごらんいただきたいと思う。以上である。

(質 疑)

姫路 敏 この金額 1,700 万で契約されて、議会通ったら支出出てくるのだろうけれども、歳入のほうというのは交付金とか補助金とかというものは、こういったものはあるのか。ちょっと教えていただきたい。

建設 課長 私ども除雪の項については、今のところ社会資本総合交付金、これと過疎債、これを使って除雪機械を購入している。今回対象となっているこの小型ロータリー 1.5 メートルについては過疎債、これを使って購入する予定である。

姫路 敏 過疎債を使えば実質的な持ち出しというのは何ぼだ。

建設 課長 約 30%になる。持ち出し 30%の減になる。

姫路 敏 返済は 10 年だか。

(「10 年だ」と呼ぶ者あり)

建設 課長 10 年になる。

本間 善和 この今の小型除雪車の配備先はどこになるのか。

建設 課長 こちらの機械は、今村上市街地というか、山辺里地区の村上東中学校周り、ここの市道とそれと市街地の細小路、こちらのほうで使っていて、業者さんのほうは鷲尾土木、こちらのほうで使う形になって考えている。

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 101 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 3 議第 103 号 平成 28 年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) を議題とし、担当課長 (水道局長 川村甚一君) から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

水道 局長 おはようございます。それでは、議第 103 号 平成 28 年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。1 P 目をごらんいただきたい。第 1 条で歳入歳出予算の補正である。予算の総額にそれぞれ 950 万円を追加して、歳入歳出予算の総額を 8 億 3,750 万円とするものである。第 2 条については、地方債の補正である。第 2 表の地方債補正によるものである。それでは、ちょっと飛ぶが、4 P をごらんいただきたい。第 2 表の地方債の補正である。簡易水道事業債の限度額を 950 万円増額をして、3 億 5,070 万円とするものである。起債の方法、利率、償還の方法については従前のおりである。次に、ちょっと飛ぶが、8 P、9 P、こちらをごらんいただきたい。歳入であるが、7 款市債の 1 項 1 目簡易水道事業債で 950 万円を増額させていただくものである。次に、10 P、11 P をごらんいただきたい。歳出である。2 款施設費、1 項 1 目の施設建設費で簡易水道建設改良経費の工事請負費、これを 950 万円増額させていただくものである。内容内訳である。府屋地区の簡易水道水源地の送水ポンプのうち 1 台が故障したため、これを取りかえる工事を行うものである。なお、新たなポンプ設置までの間については、予備のポンプを仮設し、緊急事態に備えている。以上である。

(質 疑)

姫路 敏 ちょっと説明聞こえなかったのだけれども、どこ地区か。どの地区をやるのだから。

水道 局長 山北地区の簡易水道のうち府屋地区簡易水道である。

姫路 敏 桃川と河内のほうとあと蒲萄のほうと塩野町か、あちらのほうというのはもう終わったのか。

水道 局長 順序が逆転するけれども、まず蒲萄の簡易水道であるが、おかげさまで平成 27 年度までの 4 年間で工事を終了して、4 月 1 日、本年の 4 月から上水道に統合している。もう一方、南大平、指合、河内、これも同じような仕事を進めているが、これことも実施中である。まだ完了していない。

姫路 敏 それは、簡易水道事業の経費でやるわけだよね、合併して上水道に入り込むのは。

水道 局長 お見込みのおりである。

本間 善和 現行の当初予算のところは 5,481 万か計上されていると思うのだけれども、この工事の現行のやつは、やはり府屋地区の送水管の工事の内容ということなのか。今のつけ足すやつは、私が言うと、つけ足すやつは当初見ていなかったやつが故障でできたためにふやすという意図なのだろう、ちょっともう一回確認だけ。

水道 局長 委員お見込みのおりで、そのとおりである。

本間 善和 そうすると、故障しているということは、今現在先ほど予備と言ったけれども、予備のポンプは持っていたのか。リースだったのか、今使っているということは。

水道 局長 リースではない。たまたま予備としてほかの、これは山北地区でないが、上水道の朝日の浄水場で交換の工事がある、その際に使えるポンプというふうなことで上が

本間 善和 水道 局長 ったポンプというか、それをストックしていた。そのものを仮設したものである。そうすると、今現在は一般の人たちに何も不自由はかけていないということだね。そのとおりである。もう少し詳しく説明申し上げますと、2台で稼働していて、能力としては1台で送水能力賄える能力であって、1号ポンプ、それで十分なだけけれども、それにもしものことがあるという心配があるので、その対策として仮設をしたものである。送水には支障を来していない。

姫路 敏 水道 局長 地方債の補正のやつ5%以内だけれども、実際何%ぐらいで行う予定か。利率であるが、事業債については1.2から0.2、これが平成27年度の実績であるので、国債利回りの基準というふうなことになるので、ほとんど大体そのぐらいの利率かなというふうに思っている。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第103号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された案件の審査を終了し、当委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（川崎健二君）閉会を宣する。

（午前10時24分）